

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

クロスプラス(株)株式会社にかかる貸借取引の申込停止措置の実施および
品貸し申込みにおける品貸料の最高料率にかかる臨時措置について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、クロスプラス(株)株式会社(3320)につきましては、平成 29 年 1 月 6 日付社発第 T-612 号により貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起をいたしましたが、その後の貸借取引の利用状況等に鑑み、下記 1. のとおり申込停止措置を実施することといたします。

また、同銘柄につきましては、貸付株券の調達が極めて困難であることから、下記 2. のとおり貸借取引品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置を講じることといたしましたので、ご通知申し上げます。

貴社におかれましては、同銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて同銘柄の制度信用取引をご利用のお客様に対しましても、当該措置による制度信用取引のご利用等にかかる制約についてご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 申込停止措置の実施

(1) 停止の対象とする申込み

イ. 当日午後立会開始時以降の制度信用取引の新規売り(自己の信用売りを含む。以下同じ。)に伴う貸株申込みおよび

制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み

ロ. 当日午後立会開始時以降の制度信用取引による買い(自己の信用買いを含む。以下同じ。)の現引きに伴う融資返済申込みおよび

制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込み

ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引による買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込みにつきましては、対象外といたします。

また、本措置実施前に既に金融商品取引所に発注されている制度信用取引の新規売り注文および既に金融商品取引業者で受付けている制度信用取引による買いの現引き注文にかかる貸借取引の申込みにつきましては対象外といたします。

(2) 実施日

平成 29 年 1 月 26 日午後立会(約定日)

2. 品貸料の最高料率にかかる臨時措置

平成 29 年 1 月 26 日申込分(1 月 27 日品貸し申込み受付分)から当分の間、貸借取引品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍といたします。

以 上